

再評価書

事業名	二級河川 檜山路川総合流域防災事業		事業区分	河川事業	室名	河川・砂防室					
事業概要	工 期 (下段:当初)	H6年～H35年	全体事業費 (下段:当 初)	1,550百万円(負担率:国50:県50: 他)							
		H6年～H35年		1,550百万円(負担率:国50:県50: 他)							
事業目的及び内容											
<p>檜山路川流域は、志摩市浜島町桧山路を流れる中小河川で、近年の平成元年8月(集中豪雨)、2年9月(台風20号)、3年9月(台風18号)において、流下能力不足が原因による溢水・氾濫が発生し、51戸の家屋が浸水被害を受けています。</p> <p>河川沿いは桧山路地区の中心地で家屋が集中しているとともに、農業用水としての利用の他に、伝統的なシロウオ漁などの河川利用も行われています。また平成11年度には下流の河川沿いに浜島ふるさと公園が整備され、コミュニケーションやスポーツの拠点施設として利用されている状況にあります。</p> <p>このため、河川の拡幅と嵩上げにより治水安全性の向上を図ることが事業の目的です。</p>											
<p>(実施内容)</p> <p>事業区間延長 L=990m</p> <p>①築堤工 L=1,550m、②堀削工 V=20,000m³、③護岸工 L=1,450m、④橋梁6基</p>											
事業主体の再評価結果											
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成14年度に河川整備計画策定後、5年が経過し、なお継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項に基づき、再評価を行いました。</p>											
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>①平成6年度 事業採択、着手 ②平成8年度 用地取得開始 ③平成11年度 工事着手 ④平成14年度 河川整備計画策定 ⑤平成19年度までに事業費ベースで49%が完了予定</p> <p>※ 平成35年度に整備完了見込み</p>											
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>檜山路川流域では、世帯数および人口がほぼ横ばいの状況ですが、平成11年に浜島ふるさと公園が開園したこともあり、地区外からの利用者も増えつつあります。また、被災経験もあることから事業に対する地元住民の熱意や協力もあり、順調に事業が進捗している状況です。</p> <p>近年の厳しい財政状況から、建設費のさらなるコスト縮減を進めつつ、効率的、効果的な事業執行を求められています。</p>											

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成14年度 費用対効果分析結果；H12治水経済調査マニュアル)

総便益/総費用 $B/C = 17.48 \text{ 億円} / 12.79 \text{ 億円} = 1.37$

※総便益 = 年便益の総和

※総費用 = 全体事業費（現在価値化）+維持管理費（事業費の0.5%現在価値化）
- 残存価値（現在価値化）

(平成19年度 費用対効果分析結果；H17治水経済調査マニュアル)

総便益/総費用 $B/C = 23.87 \text{ 億円} / 15.22 \text{ 億円} = 1.57$

※総便益 = 年便益の総和+残存価値

※総費用 = 全体事業費（現在価値化）+維持管理費（事業費の0.5%現在価値化）

○B/C上昇の要因

下流橋梁（向井橋）区間までの施工が当初計画より早期完了したことにより、被害軽減効果が早期に発現したため上昇しています。（当初平成18年度完成予定だった区間が平成15年度に完了したため）

4-2 地元意向

事業の進捗に伴い、川幅が広がることによる安心感も高まりつつある一方、近年の台風の大型化や集中豪雨の多発など、異常気象が相次いで発生していることから、早期の整備完了の要望が高まっています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

現場発生土の有効利用などによりコスト縮減に努めます。また、地元との調整によって既設橋梁を統合し架け替えることにより事業費の軽減に努めます。

5-2 代替案

①『ダム案』

全流域面積が 3.35km^2 と小さいこと、これに加えダム建設の可能性を見込める谷幅狭小部分から上流域面積も 0.14km^2 と非常に小さく、ダム施設による貯留効果が期待できないこと、ダム建設に伴い新たに工事用道路などの整備が必要となることなど、代替案としては現実的ではありません。

②『遊水地・調整池案』

山地に囲まれ、平地が少ないという地形の特性上、広大な土地が必要となる遊水地・調整池は、数少ない農地を犠牲にする必要があり、用地を取得することや補償することは困難です。

以上のことから、経済性、実現可能性等から総合的に判断して河道改修が妥当であると考えられます。

再評価の経緯

本事業は、平成6年に事業採択され、その後平成14年度に河川整備計画が策定されています。

河川整備計画策定後5年が経過したため、今回再評価を行いました。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。